

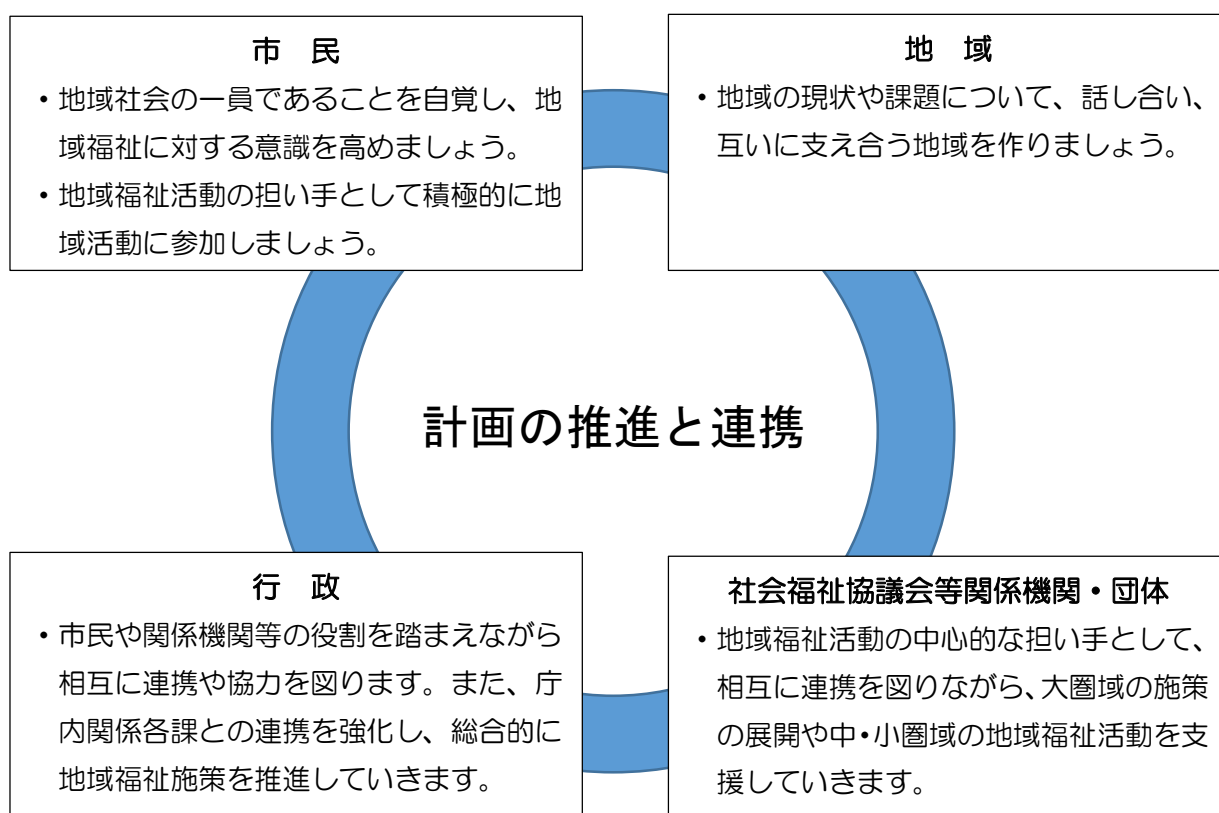
第4部 計画の推進

1 計画の推進及び連携体制

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉費の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように地域で解決できるかが重要になっています。

また、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れる社会を実現するため、市民や自治会等の地域、社会福祉協議会等の関係機関・団体、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにし、相互の連携や協働により本計画を推進します。

【計画の推進と連携体制】



2 計画の周知

本計画は、地区社会福祉協議会等の関係機関へ配布するとともに、概要版を全世帯に配布します。また、市及び社会福祉協議会のホームページに掲載し、幅広く周知活動を行います。

3 計画の点検・評価機関の組織化と進行管理

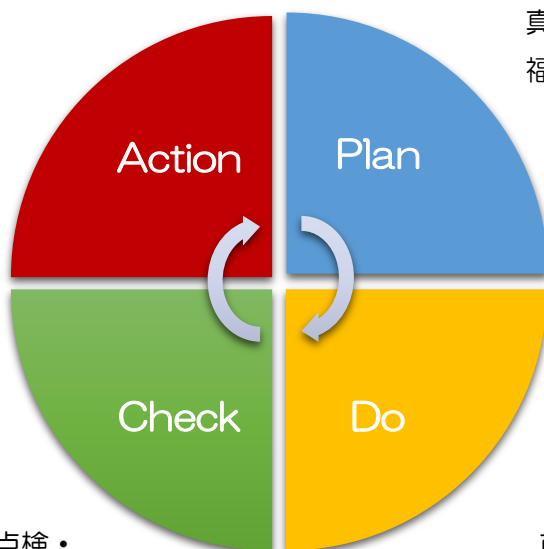
本計画の効果的な展開を図るため、計画の進行状況についても、市や社会福祉協議会だけではなく市民の代表や関係機関の代表で構成する組織を立ち上げ、評価を行います。

市においては、「真岡市地域福祉計画策定委員会」、社会福祉協議会においては「真岡市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、市民の参画による点検・評価を実施します。また、計画の推進に関わる事業について、内部点検・評価を実施します。

計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用し、各種施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

【PDCA サイクルのイメージ】

必要に応じ、本計画の
見直しを行う



真岡市地域福祉計画・地域
福祉活動計画を策定する

内部機関での各種施策の点検・
評価後、策定委員会（外部評価機関）
にて評価する

市民、自治会、地区社会福
祉協議会、市、社会福祉協
議会等が取り組む